



## 誰でもまず知ることから 始めなければならないと思います。

なかむた まなみ  
**中牟田 真奈美さん**(引水)

今回は、小規模作業所「夢咲工房アンパ」支援員の中牟田真奈美さんに話を聞きました。

この「アンパ」で何か感じたことはありますか？  
利用者にもものづくりの楽しさを一番に分かってもらいたくて、まずパン作りの工程を絵に書いて、できるだけゆっくり理解してもらえようように心掛けました。利用者は以前コミュニケーションをとることが苦手なところがありました。仕事ができる喜び、責任感を自然と身につけ、明るく元気に、毎日笑顔が絶えずに頑張るようになりました。彼らの意欲的に仕事に取り組む姿勢は、一社会人としての誇りを感じます。

夢咲工房アンパ(以下アンパ)とはどんな施設ですか？  
今年で5年目を迎えるアンパは、知的障害者更生施設「三気の里」の小規模作業所で、5人の障がいのある施設利用者(以下利用者)と支援員2人で1日平均150個の自家製パンやクッキーを作り、移動販売しながら「安全・安心・美味しい」を売りに、利用者と一緒に活動する地域に根ざした施設です。アンパとはフランス語で「一歩」の意味、「地域への一歩、動くことへの一歩、自立への一歩」まず一歩を踏み出すことから未来が広がるという思いを込め、利用者の自立を支援しながら、地域とふれあうことのできる交流の場として活動しています。

「人権」についてお聞かせください。  
私は、町の部落差別等撤廃・人権擁護審議会委員として、みんなが住んで良かったと感じる人権のまちづくりに取り組んでいます。ハンセン病問題の研修を受けて、ハンセン病は日常生活でも人に感染しにくく、完治できる病気ということを知りました。そのことから「誰でもまず知ることから始めなければならぬ」ということを学びました。私は、入所者の受けた差別的痛みや苦しみを、直接施設に行ったことで共感でき、より理解が深まりました。人は誰でも周りの意見でイメージを作りがちですが、その思い込みで、差別心が生まれる場合もあります。知らない、気づかないということが、差別そのものを助長してしまう恐れもあります。

今では私に生きがいとパワーを与えてくれ、たのもしく思います。  
中牟田さんが支援員になったきっかけは何ですか？  
幼児教育の短大在学中に、たまたま、三気の里を実習しました。体力的にとってもきつかったけど、職員の「人権を尊重した利用者に対する接し方」に「ビビッ」と感銘しました。その時から、社会福祉へ興味を抱いたのがきっかけです。

「アンパでは、町の農家の皆さんが作った小麦を使用したり、地元の水車を使って粉をひいたりしています。いろんな人からの声かけで、いつも支えられています」と話す中牟田さん。温かい感謝の気持ち伝わってきました。

最後に「夢」を教えてください。  
この度、障がい者などへ自立支援を行う町の事業を活用して、役場近くにアンパ2号店をオープンしました。夢は、もちろんアンパの商売盛です。どなたでも気軽に立ち寄れて、障がいのある人のご家族などいえるような「井戸端相談所」的な役割が担えれば素晴らしいですね。それが本当の意味でアンパの目指す、地域とふれあえる交流の場、だと思います。



## 土地や家屋の評価額を確認することができます 平成21年度固定資産税の縦覧期間が始まります

納税者が自分の土地や家屋の評価額を、他の土地や家屋の評価額と比較することができます。この確認は、期間や対象者が制限されています。

●期間 4月1日(水)～6月1日(月)  
午前8時30分～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

●場所 役場税務課

### ●対象者

納税義務者本人のほか、同世帯の親族、納税管理人、委任を受けた代理人などが対象です。非課税の土地・家屋の所有者や、課税対象額未滿の土地・家屋の所有者や借地人、借家人は縦覧の対象とはなりません。

また、土地(家屋)のみを所有している人は、家屋(土地)の縦覧はできませんのでご注意ください。

### 本人の確認をします

納税通知書・運転免許証・健康保険証など、本人と確認できるものをご提示ください。本人以外の場合は委任状などが必要です。

縦覧は無料 コピーなどによる交付はしません。

## 税は必ず納期限内に納めましょう ～町を動かすのはあなたが納める税金です～

町が行う仕事を計画どおり円滑に進めるためには、町税を納付期限内に自主的に納付してもらう必要があります。貴重な財源である町税を有効に使うためご協力をお願いします。

### ●町税の納付は役場か指定の金融機関へ

### ●安心便利な口座振替をご利用ください

口座振替の手続きは預貯金通帳・通帳使用の印かん・納税通知書を持って、預貯金口座のある金融機関又は役場へお越しください。振替は納期限の日に行います。また、振替ができなかった場合の再振替は行いません。納期限の日から10日後後に口座振替不能通知を郵送しますので、これで金融機関や役場会計課で支払ってください。

### ●もしも…納期限内に納付がなかったら

納期限を過ぎた約20日後に督促状を送ります。納めなかった人には、町税を納めた人との公平さを保つために、催告(文書、電話など)や財産調査を行ったあと、差し押さえ(給料、預金、不動産、その他債権)の滞納処分を行います。

昨年度も預貯金や不動産などの差し押さえを実施してきました。納期内の支払いが困難な人は、事前に役場で納税相談を行ってください。

## 学生納付特例制度をご存知ですか

20歳になれば、学生の皆さんも国民年金に加入しなければなりません。しかし、所得が118万円より低い場合は、「学生納付特例制度」があります。これは、社会人になってから保険料を納めることができる制度です。

### ●平成21年度の申請は4月から

役場で「学生納付特例制度」の申請を受け付けています。申請に必要なものは、①学生証(コピー可)、②年金手帳、③印かん(認印で可。本人の場合は不要)です。

申請は毎年更新が必要です。保険料を納めることが難しい場合は、忘れずに申請を行ってください。

### ●前年度から引き続き申請する場合は、「学生納付特例申請書(ハガキ)」の提出を

平成20年度に学生納付特例を承認された人で、今年度も引き続き在学予定の人には「学生納付特例申請書(ハガキ)」を3月末頃に送付しています(在学予定期間が把握できなかった人などには送付されていません)。ハガキに、必要事項を記入して返送することで「平成21年4月～平成22年3月」の申請ができます。

### ●承認を受けると、その期間の保険料が猶予に

- ・万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金が保証され、申請できます。
- ・老齢基礎年金を受けるために必要な期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間から10年以内であれば納めることができます。(追納)

ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乘せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなりますので、ご注意ください。

### ●平成21年度の国民年金保険料月額、14,660円です。

平成21年4月～平成22年3月までの国民年金保険料の月額は、年金制度の安定した運営を図るため、年金を支える力と給付のバランスを取るために、月250円引き上げ14,660円になります。

■問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎(355)3261

税金 さくらんぼの  
vol.30  
税務課  
☎(293)3117

みんなの国民年金

116

住民課 住民係  
☎(293)3112